	留保の種類
	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
	概要
	日本国は、初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置
	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
十	
分野	エネルギー産業
小分野	原子力に関連する機械の修理
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） 注　ＪＳＩＣ九〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十一	
分野	エネルギー産業
小分野	エネルギー流通に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス）
産業分類	ＪＳＩＣ　三三〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三三一　電気業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十二	
分野	エネルギー産業
小分野	特定放射性廃棄物の最終処分サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八八九九　他に分類されない廃棄物処理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章
十三	
分野	エネルギー産業
小分野	報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　三四〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場 ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条）
	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十四	
分野	金融サービス
小分野	銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）
産業分類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
留保の種類	日本国は、初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
概要	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条
現行の措置	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条
	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
十五	
分野	金融サービス
小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
留保の種類	日本国は、スイス内において設立されたスイスの金融サービス提供者が提供する次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第四十四条(t)(i)及び(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
概要	(a)　次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の貨物 (b)　再保険、再々保険及び附属書六の第一条2(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス 注　保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。
現行の措置	
十六	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条）
	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	